



2024年7月3日

各 位

会社名 日本 KFC ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 判治 孝之  
(コード番号 9873 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 蜂谷 由文  
TEL.(045)-307-0605

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会において、2024年8月下旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年7月18日（木曜日）（以下「本基準日」といいます。）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2024年7月18日（木曜日）
- (2) 公告日 2024年7月4日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://japan.kfc.co.jp/ir/news>

##### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年5月20日に公表した「株式会社クリスピーによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社クリスピー（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の筆頭株主である三菱商事株式会社（以下「三菱

商事」といいます。)が所有する当社株式(以下「本売却予定株式」といいます。)を除きます。)を取得することができなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を、2024年8月下旬を目途に開催することを要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び三菱商事は、本臨時株主総会における上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、上記の場合には当該要請が当社に対してなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i)本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び三菱商事が所有する本売却予定株式を除きます。)を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上